

社会福祉法人聖霊会 寄附金受入規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖霊会（以下「聖霊会」という）が受ける寄附金品の会計処理について適正を期するために定めることを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 聖霊会は定款に定める業務に対する寄附に限り、これを受ける事ができる。

(寄附受入れ条件)

第3条 聖霊会は寄附金が次の各号に掲げる条件が付されている場合は、その寄付金を受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与、無償レンタル等すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲与し又は無償で使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申し込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 寄附金品を受け入れることにより聖霊会に財政負担が伴うもの、恒常的な経費支出が伴うもの。
- 六 寄附者が寄附金の見返りとして診療、入所、療養環境などに特別な配慮を求めるもの。
- 七 反社会的勢力からのもの。
- 八 法令により寄附が禁止されている者からのもの。
- 九 その他理事長が聖霊会の業務遂行上支障があると認めるもの。

2 聖霊会の職員が寄付を受けた場合（研究助成金を受領した場合を含む）において、次の各号に該当するときは、当該職員が改めて聖霊会に寄附をしなければならない。

- 一 当該職員の職務上の教育、研究を援助しようとするもの。
- 二 当該寄附金をもって聖霊会の施設、設備等を使用して業務を実施するための経費に充てようとするもの。

三 当該寄附金をもって聖霊会の備品、職員の福利厚生等の経費に充てようとするもの。

(寄附の受入)

第4条 聖霊会は様式1に定める寄付申込書により寄附の申込みを受けるものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

2 聖霊会は第3条に定める要件に該当し、寄附を受けることが適当でないと認めるときは、様式2に定める寄附辞退書を寄附申込者へ送付するものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

(寄附の受領)

第5条 経理課は寄附金品を受領したときは、寄附者に対し様式3に定める領収書、礼状を送付するものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

2 経理課は寄附受入台帳を備え、寄附金品を受領した場合は速やかに記録するものとする。

(寄附の使用)

第6条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附金の目的変更)

第7条 目的を指定した寄附金について、寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合、様式4に定める寄附金使途・目的変更同意依頼書により寄附者の同意を得たうえで他の目的に変更することができる。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

2 前項の規程は、寄附金を聖霊会の他の事業、拠点、サービス区分へ移動しようとする場合に準用する。

(寄附の依頼)

第8条 聖霊会は、第3条の基準によるほか、次に掲げる基準を満たすことを条件に、聖霊会以外の者に対して寄附を依頼することができる。

- 一 寄附は寄附者の自発的意思によるものであること。
- 二 寄付金額は任意の金額であること。
- 三 趣意書等において、その目的、趣旨及び寄附自体の任意性が明らかになっていること。

(適用除外)

第9条 聖霊会は、次の各号のいずれかに該当する場合は第3条など、この規程の一部を申し込み者に対して適用しないことができる。

- 一 寄附金が政府関係機関又は地方公共団体からの寄付である場合。
- 二 カトリック宗教法人からの寄附である場合。
- 三 その他聖霊会が特別な事情があると認めた場合。

(報告)

第10条 経理課は4月から3月までの会計期間で受領した寄附金の実績を期末に理事会、評議員会へ決算付属明細書として報告する。

(その他)

第11条 寄附金品に係る経理についてはこの規程以外に社会福祉法人聖霊会 経理規程等の定めるところによるものとする。

2 この規程の改廃は経理課が起案し、聖霊会内部の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は2023年 4月 1日から施行する。